

員ヲ以テ組織シ郵船會社ヲ毎月辛酉ノ補
助ヲ受ケ居タルカ今同労働団体ニ依リ
送化權ヲ認めらんヤ此處ニ郵船ノ後援ノ既ス
ルコトシ細領自的等ヲ改正シテ強クシテ勞
働団体ニ但改メタルニシテ以前後ノ事情
可リ推察スルニ送奉權ヲ行フカ否ノ一時酌改
令ト認メ難キヲ以テ本會ニ亦有資格団体ト
認めルヲ高者ト認め同下級會員ニテ是アリ

4. 採員協會

採員協會ハ會員四千ヲ有ス高級船員ノ自所
ニシテ從來ノ慣例ヨリ推察スルニ高級船員ハ
孰シ又社員ト見做サレ居レルニ事實現存
シテ労働者ト同一視スルニ是ナキニテ是從テ陸上

諸會社ニ見ル社員ト自ラ其ノ類ヲ果ニスル
ト云々等リ船長ハ航海中ハ常に資本家
ヲ代表シ船員ヲ護ノ際ニ亦船長ノ責
任例示ルヲ以テテ労働者ト認めんハ
疑ハ疑固ニモナリ

若シ船長ハ労働者ニ在ラスト認定スルニ亦労働
員中ニ労働ノ船長ヲ擁護スル協會ニ亦労働
団体ト認めん能ハせん

協會例ハ昨年又ニ票ノ選舉權ヲ認メラシク
ルモノナルヲ以テ本年又同シク労働団体トシ
テ公認セラルヘキモノナリト主張シ居レリ

労働代表選任方法困難方ニ關スル件
社會局長及(省選)依命連謀ニ基キ部下